

記 録

令 和 8 年 7 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年7月17日（金）

記 録

令和8年7月農業委員会定例総会議事録

令和8年7月農業委員会定例総会を令和8年7月17日（金）午後3時00分から
日向市役所4階 委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	5番	平 野 直 樹
6番	山 本 孝 志	8番	鈴 野 浅 夫
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
11番	山 本 恵 子	12番	黒 木 耕 作
13番	池 田 慶 子	14番	新 名 浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
18番	菊 田 泰 徳	19番	佐 藤 力
20番	田 代 百 合 子	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐 知 男
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（2名）

4番	前 川 ふ じ 子	7番	海 野 善 文
----	-----------	----	---------

事務局出席者

事務局 長	寺 原 君 保	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	黒 木 信 介	主 任 主 事	井 本 彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

14番 新 名 浩

2番 細 川 豪 邦

日程第2

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5号第1項の規定による許可申請について

議案第40号 非農地証明願いについて

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第30号 改良届について

報告第31号 農地用途変更届について

報告第32号 取消願について

報告第33号 取下書について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会長

1 4 番

2 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 7 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、1 4 番新名浩委員、2 番細川豪邦委員を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
最初に、議案第 3 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 2 5、土地の所在地は塩見、田が 1 筆で 1, 0 0 5 m²です。売買による所有権移転で、現況は畑となっており、現在栽培されている野菜をそのまま管理されると伺っています。
受付番号 2 6、土地の所在地は幸脇、畑が 1 筆で 2 9 7 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。
全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 2 件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 番号 2 5 担当の 2 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 8 番委員 2 8 番委員です。特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 3 7 号については許可することに決定します。
次に、議案第 3 8 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 1、土地の所在地は塩見、地目は畑が 2 筆で、面積は 5 3 3 m²です。転用目的は農業用倉庫・農作業場・進入路です。議案書に追認とありますように、既に転用済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、農地法の許可が必要なことを知らず申請人の父が生前、隣接地の宅地に農業用倉庫を建築しましたが、その後申請地にまたがって増築してしまったとのことで始末書も提出されています。申請地は第 2 種農地に区分されますが、転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外規定に該当し、立地基準は満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、既に転用済みであることから資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。
以上 1 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 番号 1 1 担当の 2 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 8 番委員 2 8 番委員です。一昨日立ち会いをしました。特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見は

記 録

議長	ございませんか。 ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第38号については承認することに決定します。次に、議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号9、土地の所在地は塩見、地目は田が16筆で、面積は3,499㎡です。転用目的は重機、資材、残土仮置場です。 申請人にお話を伺ったところ、事業拡大を計画しているため、市内中心部、高速道路日向インターにも近い申請地を重機等車輛置場、農業用を含む資材置場、残土・木材の仮置場として利用しようと今回の申請に至りました。2.5mから3mの盛土も予定しているため、盛土規制法許可申請をします。申請地は2種農地に区分されますが、ほかに代替地もないことから立地基準を満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
議長	番号9担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
26番委員	26番委員です。15日に事務局と担当委員と現地を見ましたが別に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。
12番委員	12番委員です。議案書の記載につきまして、法人の場合は代表者変更等があり得るので、代表者名を議案書に記載した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。
議長	事務局。
事務局	次回から議案書に代表者名まで記載してお配りしたいと思います。
議長	はい。他にございませんでしょうか。 それでは、ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第39号については承認することに決定します。次に、議案第40号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号18、土地の所在地は東郷町迫野内、畑が1筆で85㎡です。申請地は宅地となっており、証明内容どおり農地法施行以前から農地以外の土地となっています。 受付番号19、土地の所在地は幸脇、田が1筆で59㎡です。申請地は原野

	となっており、証明内容どおり 10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上 2 件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号 18 担当の 24 番委員から補足があれば説明をお願いします。
24 番委員	24 番委員です。証明内容どおりです。問題ありません。
議長	番号 19 担当の 27 番委員から補足があれば説明をお願いします。
27 番委員	27 番委員です。15 日に現地確認をしました。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 40 号については証明書を交付することに決定します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第 28 号から 33 号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第 28 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出についてです。議案書 18 ページから 24 ページまでです。 届出件数は 9 件、土地は田 5 筆、畑 10 筆で面積は 5, 209. 52 m²です。転用目的につきましては、個人住宅等であります。 次に、報告第 29 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。議案書 25 ページから 26 ページまでです。通知件数は 2 件、所有権移転などによる合意解約であり、土地は田 2 筆で面積は 2, 965 m²であります。 次に、報告第 30 号農地改良届についてです。議案書 27 ページから 28 ページまでです。届出件数は 1 件、土地は畑 4 筆で面積は 1, 036 m²であります。 次に、報告第 31 号農地用途変更届出についてです。議案書 29 ページから 30 ページまでです。届出件数は 1 件であり、土地は畑 1 筆で面積は 145 m²であります。 次に、報告第 32 号取消願についてです。議案書 31 ページから 32 ページまでです。届出件数は 1 件であり、農地法第 3 条についての取消しです。 最後に、報告第 33 号 取下書についてです。議案書 33 ページから 35 ページまでです。届出件数は 2 件であり、農地法第 4 条及び第 5 条についての取下げです。 以上、報告第 28 号から報告第 33 号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることをご報告いたします。 以上となります。
議長	事務局長からの報告案件について、質問、ご意見はございませんか。 特にないようですので、報告案件を終了します。 以上を持ちまして、令和 8 年日向市農業委員会 7 月定例総会を閉会します。